

公園内のイノシシ被害軽減のための獣害対策支援業務 委託仕様書

1 概要

(1) ねらい

広島県土木建築局都市環境整備課が所管する公園（県立みよし公園・県立びんご運動公園・せら県民公園）は、憩いの場、文化及びスポーツと多様なレクリエーション活動の場として、幅広く利用されており、良好なサービスを提供するために施設の適切な維持管理に努めているところである。しかしながら、イノシシが公園内に出没し、掘り返し等の被害が後を絶たない状況が続いている。

その一方、近年は、鳥獣害対策の分野でも IoT やドローン等の新技術（以下「新技術」という。）を活用した様々な電子機器が開発され、実際の山や畑のフィールドで良好な鳥獣害対策効果が見られるようになってきた。

畑のように四方をしっかりと柵で囲むことができない等のシチュエーションが異なる公園でも、新技術を活用することにより、良好な効果が得られる可能性や将来性が認められるところである。

このような状況から、公園内のイノシシ被害軽減のために、新技術を活用した効率的な獣害対策の実施について検討することとした。

本プロポーザルでは、公園管理者及び地元（狩猟者など）が獣害対策を効率的に実施するにあたり有益となる情報について、新技術等を活用することによって必要な情報を効率的に「収集」「分析」「可視化」し、容易に活用できる有益情報として「提供」する技術について提案を求め、実際に公園における実証実験を進める中で、技術力の向上を促進するものである。

(2) 提案者

公園内のイノシシ被害軽減のための獣害対策支援業務（以下「本業務」という。）の提案者は、民間企業、大学、研究機関、NPO 法人、個人事業主等の中から、コンソーシアム（団体）を組織したもの、又は単独での応募とする。

なお、コンソーシアムを組織する場合、当該コンソーシアムの中から、本業務の発注者（以下「発注者」という。）と委託契約を締結する代表機関又は代表者（以下「事業代表者」という。）を1者定めること。

(3) 参加資格

本業務の公募プロポーザルに参加するにあたり、提案者が次に掲げる事項を全て満たすこと。

ア 提案者

提案者は、本業務公告のうち「2 公募型プロポーザル参加資格」に掲げる参加資格を満たすこと。

イ 暴力団排除対象者

次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 提案者の全ての役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる。
- (イ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められる。
- (ウ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる。
- (エ) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

2 求める提案技術

(1) 必須提案技術

公園内のイノシシ被害軽減のために、公園管理者及び地元（狩猟者など）が獣害対策を実施するにあたり有益となる情報について、「収集」「分析」「可視化」し、各実施主体が容易に活用できる有益情報として「提供」する新技術及び各実施主体が「獣害対策」を行う際の有益情報の活用方法について提案すること

- ・「獣害対策の種類」2種類以上に対して、提案すること。想定される「獣害対策の種類」と「獣害対策の内容」と「実施主体」を次表に示す。
- ・表に記載されていない「獣害対策の内容」に対しても、公園管理者及び地元（狩猟者など）が獣害対策に活用できる有益な情報が提供できる技術があれば提案すること。ただし、公園外のエリアにおける「生息地管理」については提案の対象外とする。
- ・提案にあたっては、情報の「収集」「分析」「可視化」、有益情報の「提供」などの段階毎に、活用する新技術の内容やその活用方法を明記すること。
- ・提供を想定している有益情報の内容（イノシシの行動履歴や個体情報のほか、生態学的知見等による分析内容、対策すべき個所・内容・優先順位等）及び想定している活用方法（有益情報を各実施主体がどのように活用できるかなど）についても明記すること。
- ・獣害対策分野における有識者等との協働も検討すること。
- ・「実施主体」が公園管理者又は地元（狩猟者など）となる「獣害対策」に対して提案する場合、「獣害対策」の実施は次年度以降となる見込みであるため、留意すること。
- ・「獣害対策」に有益な情報の提供以外で、「獣害対策」に有益な技術がある場合、自由提案技術として提案すること。

表 想定される「獣害対策の種類」と「獣害対策の内容」と「実施主体」

獣害対策の種類	獣害対策の内容	実施主体
公園内の環境整備※ ¹	茂みの刈払い, 餌の除去等	公園管理者
公園内への侵入防止※ ¹	柵の設置等	公園管理者
夜間・無人による公園内での追払い※ ²	忌避機器, ドローン等	提案者
有害個体の公園外での捕獲※ ¹	わな, 銃	地元 (協力が得られる狩猟者) ※ ³

※¹ 本業務の履行期間中の対策実施は困難であることに留意すること。
(令和3年度以降, 各実施主体が実施していく見込み)

※² 検証フィールドには, 「冒険の森」又は「多目的広場」を想定している。

※³ 発注者が協力の働きかけを行うことを予定している。

(2) 自由提案技術

必須提案技術以外の「獣害対策」に有効な新技術の提案を求める。

上記のほか, 獣害対策ではない次に掲げる新技術の提案でもよい。

- ・公園利用者へのサービス向上につながる新技術
- ・効率的な公園管理につながる新技術

※(1)及び(2)の提案技術については, その具体的な内容を提案書に明記すること。

(3) 実施スケジュール及び委託費計画書

提案技術のうち, 本格運用の可能性が見込め, かつ実用的な技術については, 履行期間終了後に, 実証実験の検証や改善等を行う検証改善業務(最長3年間を想定)の実施を求めることがある。検証改善業務を求める技術は1件を予定しており, 成果報告書の内容等を基に発注者が選定する。

履行期間及び検証改善期間中の経費の上限は, 2,500千円/年度(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

検証改善業務では, 履行期間中に得られた成果に基づき各実施主体(公園管理者及び地元(狩猟者など))において実施した獣害対策の内容について検証し, 改善等を行い, 本格運用に繋げることを想定している。

※提案技術の本格運用までに必要な実証実験, 検証, 改善事項等に関する計画を年度毎の実施内容等が明確となるよう, 提案書(実施スケジュール及び委託費計画書)へ明記すること。提案期間は, 最長で令和6年3月15日までとする。

【提案期間】

- ・履行期間 履行期間の始期から令和3年3月15日まで
- ・検証改善期間 令和3年4月1日から提案期間の終期まで
(最長 令和6年3月15日)

3 業務内容等

(1) 実証実験

今回の公募において選定された本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、本業務の履行期間内に、つぎのアからウに従って実証実験を行うものとする。

なお、受注者は、発注者からの指示がない限り、提案書に履行期間中に実施することとした内容の全てを履行しなければならない。

ア 実施計画書の作成

受注者は、技術提案に基づき、県立びんご運動公園において実証実験を行うための実施計画書を作成する。

実施計画書には、実証実験の実施に必要な事項のほか、次の事項を盛り込むこと。

- ・ 獣害対策の実施主体へのヒアリング（着手時、とりまとめ時 外）
（実施主体との初回の連絡調整は発注者が実施する。）
- ・ 実証実験の成果の検証

イ 実証実験の実施

受注者は、実施計画書に基づき実証実験を行うこと。

ウ 技術力の向上

受注者は、本業務の中で得られたノウハウや知見を蓄積し、必要な改善を行うものとする。そして本業務の終わりに、得られた成果や残された課題、今後の改善の進め方などについて、成果報告書において総括すること。

(2) 履行場所

実証実験の場所は「広島県立びんご運動公園及びその周辺」とするが、公園外は地権者等の同意が得られた場合に限られるものとする。（地権者等への対応は発注者において進める予定）

詳細は、別添「実証実験に係る基礎情報」に記載のとおり。

実証実験フィールドの具体的な範囲は、契約締結前に協議により定めるものとする。なお、現地で使用した機器は実証実験終了後に撤去することを原則とするが、存置を要する場合は協議により定めるものとする。

(3) 成果報告

受注者は、本業務の履行期間終了までに、実証実験の成果報告書を作成し、発注者に提出するものとする。

成果報告書には、委託契約書第 26 条第 3 項による他、活用した新技術の詳細、実証実験によって得られた成果、それにより見込まれる獣害軽減効果、提案技術に関する残された課題と改善の進め方などを記載するものとする。

成果報告書は製本（1 部）と電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を提出するものとする。成果報告書以外の納品物については、提案書に明記すること。

(4) その他

実証実験で取得したデータを広島県が活用できるよう，API によるデータ連携手法について検討すること。詳細は別途協議する。

4 委託費

(1) 委託費の扱い

委託契約にかかる契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお，採択された提案にかかる見積書等は，必要に応じて契約時まで提案者（最優秀提案者）と発注者との間で調整のうえ，内容の修正を行うことがある。

業務の途中で大幅に契約内容の変更が必要な場合，発注者の承諾が必要となる。また，委託費は本業務終了後に受注者の成果報告書等の提出を受け，委託金額を確定した後，精算払いにより速やかに支払われる。ただし，発注者は，受注者の請求により必要があると認めるときは，別紙の委託料の一部を概算払することができる。

(2) 委託費の内容

委託費の対象となる経費は次に掲げるものとする。

ア 設備備品費

委託事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって，委託先又は第三者所有の実験装置，測定機器その他の設備，備品等の使用料）。

※資産性のある物品（取得価格 10 万円以上）の購入に要する費用は，原則認められない（リース・レンタルによる調達が困難，使用期間を考慮すると購入する方が安価である等の合理的な理由がある場合を除く）。

イ 消耗品費

委託事業の実施に直接必要な物品（取得価格 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。

ウ 人件費

企画提案書に登録している実証担当者等の人件費。

エ 謝金

委託事業の実施に直接必要な知識，情報，意見等の交換，検討のために設置する委員会等（シンポジウム，セミナー，ワークショップを含む）の開催や運営に要する委員等（講演依頼を行う外部講師を含む）への謝金。又は個人による役務の提供者への謝金。

オ 旅費

委託事業の実施に直接必要となる出張等での，実証担当者の旅費（交通費，日当，宿泊費）であって，委託先の旅費規程等により算定された経費。

カ 委員等旅費

委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要した委員等旅費（交通費、日当、宿泊費）であって、委員会で定めた委員等旅費規程等により算定された経費。加えて、委員会の委員が委託事業の実施に直接必要な調査に要する、旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加者、その他経費等の委員調査費であって、委員会で定めた委員等旅費規程等により算定された経費。

キ その他

（ア）外注費、保守費、改造修理費

委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費及び改造修理費）。

（イ）印刷製本費

委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。

（ウ）会議費

委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

（エ）通信運搬費

委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。

（オ）光熱水費

委託事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。

（カ）その他（諸経費）

委託事業の実施に直接必要な設備、施設使用等に要する経費。また、委託事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要だと認められる経費。

（キ）一般管理費

上記のアからキまでに掲げる経費の総額の10%以内の額。

5 知的財産の取り扱い

（1）権利の帰属

契約期間中に知的財産権が発生した場合、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条に準じ、一定の条件のもとで所定の手続きにより、当該知的財産権を受注者側に帰属させることが可能である。

（2）コンソーシアム内における知的財産権の取扱い

コンソーシアムを組織する場合、知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめコンソーシアム内で取り決めるを行うことを推奨する。

(3) 広島県の活用

本契約によって新たに発生した知的財産については、広島県が技術を利用する場合、知的財産利用料を請求されないものとする。詳細については、契約時に協議して定めるものとする。

6 契約に関する条件等

業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項に記載するほか、次の内容を遵守すること。

(1) 業務の履行

受注者は、発注者と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

また、疑義や事故、業務変更の必要等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

(2) 委託料の精算

委託料は、経理書類に基づき算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。